

【Ⅲ法規】 表12 「容積率・建ぺい率」の出題法文一覧表

※法文の適用法令年月日(令和2年1月1日)：頁数は、「令和2年版 建築関係法令集 法令編 (発行俣総合資格)」の掲載頁を示す。

法文	頁	見出し	出題年度⇒ 問題番号⇒	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	計 問	率 %	出題問題の傾向分析
				15	14	14	14	14	15	14	13	15	16	16	13	16	16	16	16	15	16	16	16			
① 法52条	52	容積率		1~5	1~5		1~5	1~5	1~5	1.2,3	1~5	1,2	1~4	1,2	1~4	1.2,3	1~4	1~4	1~4		1,2	1~4		71	77.2	①道路中心2m(川4m)の敷地は敷地面積から除く、②道が2つある場合は道幅小を道幅大とする、③道15m以上に接続する前面道路の幅は((12-W)(70-L))/70(道幅小が6~12mのみ)を加算する、④延べ床面積の面積除外となる共同住宅の共用廊下や駐車場1/5などは計算した延べ床面積に加算する。なお、地域の違いによる容積率条件は問題内で提示される。
法42条2項	48	2m道、川	○		○	○	○	○				○		○				○								2m道路の場合は、道路中心線から2mの敷地を敷地としないで計算する。川の場合は、川端の境界線から4mまでの敷地を敷地としないで計算する。
法52条9項	54	15m以上道路に接続		○	○			○	○				○		○				○	○		○	○			幅員15m以上の道路(特定道路という)から70m以内で接続する場合、特定道路からの距離に応じて、前面道路の幅員を加算する。加算する幅員は、((12-W)(70-L))/70で求める。ここで、前面道路の幅に6m以上12m未満という条件があり、それに該当しない場合は、この適用ができない(前面道路が5.5mで出題された場合は6m以上に該当しないので、前面道路に加算できない)。
令2条	144	共用廊下、自動車車庫除く										○														共用の廊下及び階段と自動車車庫の面積が示され、その面積を求めた延べ面積に加算する。
② 法53条	55	建ぺい率		1~5			1~5				4,5		3,4		3,4							3,4	3,4	18	19.6	①道路中心2m(川4m)の敷地は敷地面積から除く、②防火地域内の耐火構造ならば建ぺい率条件8/10条件が10/10となる、③角地であれば建ぺい率条件に+1/10とする。なお、建ぺい率条件は問題内で提示される。
法59条	63	高度利用地区															4					2		2	2.2	高度利用地区内の学校等は容積率を適合しないものとする
令135条の18	248	容積率の前面道路加算																				1		1	1.1	15mの道路に接続する8mの道路を前面道路とする敷地が、15mの道路から35mの位置にある場合、容積率の算定に係る前面道路の幅員に加える数値は、(12-8)×(70-35)/70=2mである。
文章問題											○				○		○					○				文章問題として出題された。
合計																								92	100.0	

注)表中の**数字**は選択肢問題の番号(代表1法文)、**計**は出題法文の合計数、**率**は合計数の比率である。**出題問題の傾向分析**は問題のポイント解説である(重要一部分の解説)。表の**色分け**は出題確率の高い法文である。表の一番左**①、②、③**は法令集の法文を数秒で引く方法のインデックスを貼る法文である。